

あっ!

飲酒運転!!

見つけたときは…



110番

「沖縄県飲酒運転根絶条例」第5条第3項では、**県民の責務**として、
県民は、**飲酒運転をしている者又は飲酒運転をすることになるおそれのある者**に対し、**飲酒運転をしないよう声かけをするなど状況に応じた適切な対応を講ずるよう努めるものとする。**
と定めています。

- 「ふらつく」、「蛇行する」など**飲酒運転の疑いのある車両**を見かけた!
- **酒に酔っている人や酒臭のする人が運転しようとしている!**
- エンジンのかけたまま駐車している車の**運転席で飲酒している!**



110番通報



① 110番通報した際には、警察官が
「いつ?」「どこで?」「車や運転手の特徴は?」
「どこに向かっている?」等
を聞きますので、落ち着いて質問に答えてください。

② パトカー等が現場に向かいますが、通報後の状況について
確認のために折り返し電話する場合がありますので、ご協力
をお願いします。

※ **通報された方の氏名等を相手に伝えることは一切
ありませんので、安心してください。**



注意!

- 運転中は安全な場所に車を止めてから通報してください。
- 匿名でもかまいませんが、いたずらはやめましょう!

- 常習的に飲酒運転をしている者
- ドライバーに酒類を提供している飲食店

等、飲酒運転に関する相談やお悩み
は各警察署や「#9110」でも受
け付けています。

あなたの勇気ある行動が誰かの命を救うかもしれない…